

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桜井市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

桜井市長

公表日

令和4年1月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	<p>桜井市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理、健康被害の救済措置、実費徴収の事務等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>① 予防接種法による予防接種の実施対象者の把握 ② 情報提供ネットワークシステムへの予防接種データの提供 ③ 予防接種自己負担金の徴収免除にかかる情報(地方税関係・世帯構成)の確認</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として次の事務等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム(予防接種) 団体内統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル ワクチン接種記録ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 10の項 ・別表第一省令第10条第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報照会のみ)</p> <p>【情報提供】 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、16の3項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供のみ)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	けんこう増進課
②所属長の役職名	けんこう増進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	桜井市役所 けんこう増進課 633-0062 奈良県桜井市大字粟殿1000-1 桜井市保健福祉センター 陽だまり TEL:0744-45-3445
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
桜井市役所 けんこう増進課	

連絡先

633-0062
奈良県桜井市大字粟殿1000-1
桜井市保健福祉センター 陽だまり
TEL:0744-45-3445

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月20日	1 関連情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 予防接種法による予防接種の実施対象者並びに情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	本市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理、健康被害の救済措置、実費徴収の事務等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 予防接種法による予防接種の実施対象者の把握 ② 情報提供ネットワークシステムへの予防接種データの提供 ③ 予防接種自己負担金の徴収免除にかかる情報(地方税関係・世帯構成)の確認	事後	
令和4年8月20日	1 関連情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	健康管理システム(予防接種)	健康管理システム(予防接種) 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和4年8月20日	1 関連情報 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1 第10項	番号法第9条第1項及び別表第1 10の項 別表第1省令第10条第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号	事後	
令和4年8月20日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第2 180の項	番号法第19条第7号及び別表第2 17・18・19の項	事後	
令和4年8月20日	1 関連情報 4 評議実務機関における担当部署 ① 部署	健康推進課	すこやか暮らし部 けんこう推進課	事後	
令和4年8月20日	1 関連情報 4 評議実務機関における担当部署 ② 所属長の役職名	健康推進課長	けんこう推進課長	事後	
令和4年8月20日	1 関連情報 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康推進課	桜井市役所 すこやか暮らし部 けんこう推進課 833-0062 奈良県桜井市大字薬殿1000-1 桜井市保健福祉センター 階だまり TEL.0744-45-3445	事後	
令和4年8月20日	1 関連情報 特定個人情報ファイルの取 連先に関する問合せ	健康推進課	桜井市役所 すこやか暮らし部 けんこう推進課 833-0062 奈良県桜井市大字薬殿1000-1 桜井市保健福祉センター 階だまり TEL.0744-45-3445	事後	
令和4年8月20日	2 1 したい権利判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和4年8月20日	2 1 したい権利判断項目 2. 取扱件数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和4年8月20日	3 リスク対策		リスク対策に関する記載を追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
令和2年3月17日	2 1 したい権利判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施による変更
令和2年3月17日	2 1 したい権利判断項目 2. 取扱件数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施による変更
令和2年4月14日	1 関連情報 4 評議実務機関における担当部署 ① 部署	すこやか暮らし部 けんこう推進課	けんこう推進課	事後	
令和2年4月14日	1 関連情報 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	桜井市役所 すこやか暮らし部 けんこう推進課 833-0062 奈良県桜井市大字薬殿1000-1 桜井市保健福祉センター 階だまり TEL.0744-45-3445	桜井市役所 けんこう推進課 833-0062 奈良県桜井市大字薬殿1000-1 桜井市保健福祉センター 階だまり TEL.0744-45-3445	事後	
令和2年4月14日	1 関連情報 特定個人情報ファイルの取 連先に関する問合せ	桜井市役所 すこやか暮らし部 けんこう推進課 833-0062 奈良県桜井市大字薬殿1000-1 桜井市保健福祉センター 階だまり TEL.0744-45-3445	桜井市役所 けんこう推進課 833-0062 奈良県桜井市大字薬殿1000-1 桜井市保健福祉センター 階だまり TEL.0744-45-3445	事後	
令和2年5月20日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2 17・18・19の項	情報開示:番号法第19条第7号、別表第2 16の2項、17項、18項、19項 情報提供:番号法第19条第7号、別表第2 16の2項、16の3項	事後	
令和2年5月20日	1 関連情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	本市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理、健康被害の救済措置、実費徴収の事務等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 予防接種法による予防接種の実施対象者の把握 ② 情報提供ネットワークシステムへの予防接種データの提供 ③ 予防接種自己負担金の徴収免除にかかる情報(地方税関係・世帯構成)の確認	本市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理、健康被害の救済措置、実費徴収の事務等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 予防接種法による予防接種の実施対象者の把握 ② 情報提供ネットワークシステムへの予防接種データの提供 ③ 予防接種自己負担金の徴収免除にかかる情報(地方税関係・世帯構成)の確認 また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として次の事務等を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和2年5月20日	1 関連情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	健康管理システム(予防接種) 団体内統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム(予防接種) 団体内統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS) 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和2年5月20日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	情報開示:番号法第19条第7号、別表第2 16の2項、17項、18項、19項 情報提供:番号法第19条第7号、別表第2 16の2項、16の3項	【情報開示】 番号法第19条第8号 別表第2 16の2項、17項、18項、19項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報開示のみ) 【情報提供】 番号法第19条第8号(委託先への提供) 番号法第19条第8号 別表第2 16の2項、16の3項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供のみ)	事後	番号法改正による変更
令和4年1月1日	1 関連情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② システムの名称	また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として次の事務等を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として次の事務等を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	再実施による変更
令和4年1月1日	1 関連情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	健康管理システム(予防接種) 団体内統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS) 団体内統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム(予防接種) 団体内統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS) 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	再実施による変更
令和4年1月1日	1 関連情報 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1 10の項 別表第1省令第10条第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号	番号法第9条第1項 別表第1 10の項 別表第1省令第10条第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号	事後	再実施による変更
令和4年1月1日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第5号(委託先への提供) 番号法第19条第5号 別表第2 16の2項、16の3項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供のみ)	【情報提供】 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法第19条第6号 別表第2 16の2項、16の3項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供のみ)	事後	再実施による変更
令和4年1月1日	2 1 したい権利判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	再実施による変更
令和4年1月1日	2 1 したい権利判断項目 2. 取扱件数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	再実施による変更